

令和2年 2月 6日
福岡国税局

令和元年分の確定申告においてご留意いただきたい事項
(報道発表資料)

- スマホ×確定申告 進化するスマート申告・・・・・・・・・・ 1
- チャットボットを試験導入します・・・・・・・・・・ 3
- 消費税申告書作成までのイメージ・・・・・・・・・・ 5
- 副収入の申告漏れにご注意ください・・・・・・・・・・ 9
- マイナンバーの記載等をお忘れなく・・・・・・・・・・ 10
- 住宅ローン控除の誤り等にご注意ください・・・・・・・・・・ 11
- 災害により被害を受けられた方へ・・・・・・・・・・ 13
- 令和元年台風第 19 号により被害を受けられた方へ・・・・・・・・・・ 19
(土地等の評価の特例等 (贈与税))
- 令和元年分確定申告の受付期間等・・・・・・・・・・ 25

進化するスマート申告！ ～5つのステップで手続完結！～



STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

iPhoneの方

Android™の方

↓

確定申告

インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。

「確定申告書等の作成はこちら」のバナーをタップしてください。

「作成開始」をタップしてください。

収入や控除の質問に順番にお答えください。(iPhoneの方は手順が一部異なります。)

STEP 2 提出方法を選択

提出方法の選択

提出方法を選択してください。

- e-Tax (マイナンバーカード方式) ?
- e-Tax (ID・パスワード方式) ?
- 書面

○マイナンバーカード方式
マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方 (一部の端末のみ)

対象端末の一覧はこちら→

○ID・パスワード方式
「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方 (全ての端末)
お持ちでない方は「書面」を選択してSTEP3へ

マイナンバーカード方式

画面の案内に従って、必要なアプリをインストールしてください。

マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

ID・パスワード方式

ID (利用者識別番号)
1234567812345678

パスワード (暗証番号)
a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

STEP 3 金額などを入力

収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力



医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力



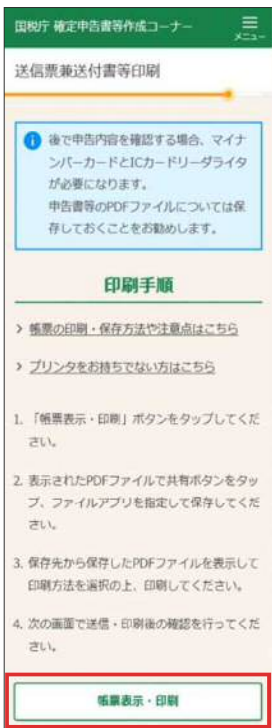
氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。
提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4 送信



e-Taxで送信してください。

STEP 5 申告書データを保存



印刷画面まで進んだら申告は完了です。

「帳票表示・印刷」をタップしてください。

※ 申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

i ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

平成30年1月以降、確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ご利用には別途通信料がかかります。

※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカードが必要です。

※ iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

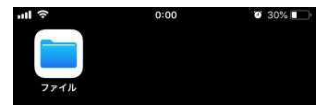
※ Android、Chrome、Chromeロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

iPhone



申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイルに保存」を選択してデータを保存してください。

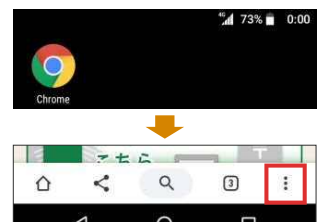


保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータは「Chrome」から後で確認できます。

令和2年1月15日から3月末まで、国税庁ホームページに「税務相談チャットボット」を試験導入します。

チャットボットの導入は、「税務行政の将来像に関する最近の取組状況（令和元年6月公表）」において納税者の利便性向上の施策の一つとして掲げているもので、24時間対応可能な新しい相談チャネルです。

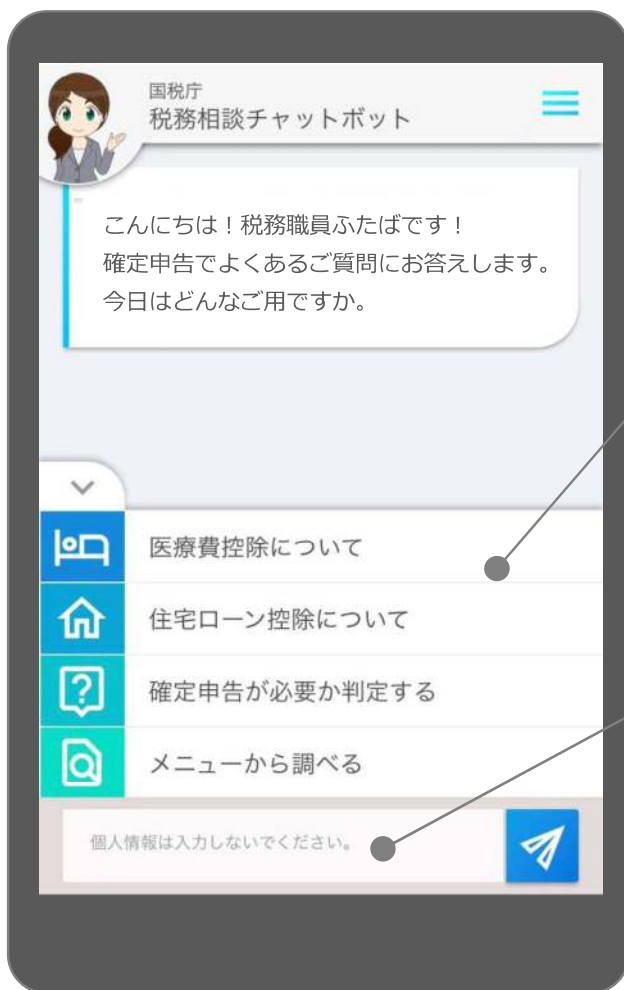
チャットボットをご利用いただくことにより、税に関する疑問を、曜日や時間に関係なく気軽に質問できたり、国税庁ホームページに掲載している税の情報へ、より短時間でたどり着くことができます。

チャットボットとは・・・

チャットボットとは、一般に「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、テキスト入力などを通じ、AI（人工知能）を活用して自動的に回答する会話プログラムをいいます。

一部の民間企業や地方自治体などで導入が進んでいます。

スマートフォンで見た場合の画面イメージ



パソコンのほか、スマートフォンやタブレットでもご利用できます。

税務相談チャットボットへの質問のしかたは、2つあります。

①お問合せの多い「よくある質問」はメニューから選べます。

②フリーワード（話し言葉、キーワードなど）で自由に入力して質問することができます。



税務職員ふたば

税務相談チャットボットは、令和2年1月15日から3月末までの期間「試験導入」として、国税庁ホームページに設置します。

試験導入では、令和元年分の所得税の確定申告のうち、「医療費控除」や「住宅ローン控除」などの各種控除を中心に、給与や年金の収入がある方からお問合せが多い質問にお答えします。具体的には、次のとおりです。

- ・給与所得、年金の所得
- ・確定申告の手続
- ・医療費控除、住宅ローン控除
- ・社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除（ふるさと納税）、雑損控除、寡婦・寡夫控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、基礎控除
- ・スマートフォンでe-Tax送信する際の事前準備

試験導入で利用者の方からいただいたご意見やご質問からチャットボットをより使いやすく改善したり、AIの学習を行って回答の精度を向上させ、令和2年度中に本格的な運用を開始したいと考えています。

チャットボットは、皆様の利用を通じて改善していきますので、最初は答えられない質問もあるかもしれませんが、温かい目で成長を見守っていただければと思います。

事業者の皆様へ

(～区分経理から消費税申告書の作成まで～)

令和元年10月1日から、消費税の軽減税率制度が実施されました。
この資料では、制度実施後における消費税申告書の作成に当たって、事業者の皆様にご留意いただきたい事項などをまとめていますので、ご参考としてください。

令和元年11月 国税庁
(令和2年1月更新)

軽減税率制度実施後の消費税申告書作成までのイメージ

- 軽減税率制度の下での消費税申告書の作成に当たっては、取引を税率の異なるごとに区分して記帳（区分経理）した帳簿等に基づき消費税額を計算することとなりますので、**区分経理を適切に行うことが重要**です。

区分経理（記帳）

区分記載請求書等に基づき、税率の異なるごとに区分して記帳します。

レシートのイメージ

(株)△△ ○○店
TEL 03-XXXX-XXXX
20XX年11月02日 13:45

菓子 * 1点 2,160 2,160円
雑貨 1点 1,100 1,100円

8%対象 2,160円
10%対象 1,100円

*は軽減税率対象品目

帳簿のイメージ

総勘定元帳（交際費）			
XX年		摘要	借方
月	日		
11	2	(株)△△ 菓子 *	2,160
11	2	(株)△△ 雑貨	1,100

* 軽減税率対象品目 **区分経理**

年間取引の集計

区分経理に基づき、年間の取引を集計します。

総勘定元帳（交際費） XX年		
総勘定元帳（仕入れ） XX年		
総勘定元帳（売上げ） XX年		
摘要	借方	貸方
年間計		20,000,000
うち8%対象（旧税率）		15,000,000
うち8%対象（軽減）		2,500,000
うち10%対象		2,500,000
うち免税		0
うち非課税		0
うち不課税		0

※ 勘定科目ごとの集計を行い、「課税取引金額計算表」等を作成しておくこと、消費税申告書の作成が容易となります。

○ 課税取引金額計算表						
科目	金額	Aの区分経理適用率の区分		課税取引金額		
		A	B	IA-B	2019.10以前	2019.11以降
				5%税率 6.3%適用率	5%税率 6.2%適用率	5%税率 7.8%適用率
売上（税込）	20,000,000	1,000	20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000
買掛金	500,000					
仕入（税込）	15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000
前払金	800,000					
買掛金	14,900,000					
前払金	14,900,000					
買掛金	100,000					
買掛金	100,000		100,000	75,000	25,000	25,000
買掛金	200,000		200,000	100,000	50,000	50,000
買掛金	1,200,000		1,200,000	900,000	300,000	300,000
買掛金	500,000		500,000	300,000	225,000	75,000
計	22,200,000		22,200,000	17,250,000	2,800,000	2,150,000
買掛金	2,200,000		2,200,000			
買掛金	17,900,000		17,900,000	17,250,000	1,200,000	1,900,000

申告書作成

集計した内容に基づき、確定申告書を作成します。

※ 作成した「課税取引金額計算表」等から申告書付表に転記していけば、申告書の作成が可能です。

区分経理

- 売上げは交付した請求書等の控えを、仕入れは受領した請求書等を基に区分経理をすることとなります。
 - 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です。
- (注) 帳簿の区分経理に必要なのは「軽減税率の対象品目である旨」ですので、必ずしも税率ごとに仕訳を区分しなくてもよいものの、消費税申告書を作成する際には、税率ごとの集計が必要となることを見据え、**日々の記帳から取引を税率ごとに区分しておくことが合理的**です。

売上げ

交付した請求書等の控えを基に帳簿等に記帳します。

売上			
XX年		摘要	貸方
月	日		
11	18	(株)□□商店 食料品 *	21,600
11	18	(株)□□商店 日用品	22,000

*は軽減税率対象品目

※ 簡易課税制度を適用する事業者の方は、売上げについて、これまでの事業区分ごとの区分に加え、税率ごとの区分が必要となります。

請求書（控）
20XX年11月18日

(株)□□商店 御中

牛肉 * 540円
割り箸 2,200円

合計 43,600円
8%対象 21,600円
10%対象 22,000円

*は軽減税率対象品目 (株)□□商事

仕入れ

受領した請求書等を基に帳簿等に記帳します。

仕入			
XX年		摘要	借方
月	日		
11	11	(株)△△ 食料品 *	10,800
11	11	(株)△△ 日用品	11,000

*は軽減税率対象品目

請求書
20XX年11月11日

(株)○○商事 御中

牛肉 * 270円
割り箸 1,100円

合計 21,800円
8%対象 10,800円
10%対象 11,000円

*は軽減税率対象品目 (株)○○商事

記載事項 (仕入税額控除の要件)

① 課税仕入れの相手方の氏名・名称
② 取引年月日 ③ 取引内容
④ 対価の額

⑤ 軽減税率の対象品目である旨

請求書

① 請求書発行者名
② 取引年月日 ③ 取引内容 (印)
④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者名

⑥ 軽減税率の対象品目である旨
⑦ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額

⑥・⑦の記載がない場合、自ら追記することが可能です。

(注) 「③取引内容」の追記は認められません。このため、例えば、領収証の但書きが空欄の場合や「品代」と記載されている場合は追記ができません。
→ 領収証等を交付・受領する場面において注意を払う必要があります。

【追加事項】

年間取引の集計（課税取引金額計算表等の作成）

- 元帳の勘定科目ごと・税率ごとの取引の合計額から、**税率ごとに区分した課税売上げ及び課税仕入れを集計**する必要があります。
（参考）国税庁ホームページには、個人事業者の方向けに、消費税申告書の作成に便利な「**課税取引金額計算表**」を掲載していますので、ご活用ください（法人の事業者の方も活用できます。）。
- 軽減税率制度に対応した会計ソフトを利用している場合でも、**日々の取引を税率ごとに区分して入力しておく**が必要です。

勘定科目ごと・税率ごとの集計

総勘定元帳（交際費） XX年		
総勘定元帳（仕入れ） XX年		
総勘定元帳（売上げ） XX年		
摘要	借方	貸方
年間計		20,000,000
うち8%対象（旧税率）		15,000,000
うち8%対象（軽減）		2,500,000
うち10%対象		2,500,000
うち免税		0
うち非課税		0
うち不課税		0

勘定科目ごとにその年の合計額（年間計）のほか、上記のとおり、

- ・旧税率8%
- ・軽減8%
- ・10%
- ・免税取引
- ・非課税取引
- ・不課税取引

ごとの合計額を記載しておく、消費税申告書の作成が容易となります。

軽減税率は、旧税率と同じ「8%」ですが、
 ・軽減税率8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）
 ・旧税率8%（消費税率6.3%、地方消費税率1.7%）
 割合が異なるため区分しておく必要があります。

課税取引金額計算表

区分経理された元帳を基に「課税取引金額計算表」を作成します。
 ⇒ 消費税申告書の作成のため、**税率ごとに区分した課税売上げ及び課税仕入れ**を集計します。

XX年課税期間における税率ごとの課税売上げの合計額

○ 課税取引金額計算表

科目	決算額	Aのうち課税取引に当たらないもの(※1)	課税取引金額(A-B)	2019.9.30以前(※2)		2019.10.1以後(※2)	
				うち旧税率6.3%適用分	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	
	A	B	C	D	E	F	
売上(収入)金額(雑収入を含む) ①	20,001,000	1,000	20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000	
期首商品棚卸高 ②	500,000						
仕入金額 ③	15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000	
小計 ④	15,500,000						
期末商品棚卸高 ⑤	600,000						
差引原価 ⑥	14,900,000						
差引金額 ⑦	5,101,000						
租税公課 ⑧	100,000	100,000					
水道光熱費 ⑨	100,000		100,000	75,000		25,000	
接待交際費 ⑩	300,000	200,000	100,000	50,000		30,000	
給与賃金 ⑪	1,200,000	1,200,000					
地代家賃 ⑫	500,000	200,000	300,000	225,000		75,000	
計 ⑬	2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000	130,000	
差引金額 ⑭	2,901,000						
⑬+⑭ ⑮	17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000	

XX年課税期間における税率ごとの課税仕入れの合計額

申告書作成

- 課税取引金額計算表などで集計した内容を基にして、課税売上げと課税仕入れを適用税率ごとに消費税申告書及び付表に転記して消費税額を計算します。
軽減税率制度実施後の申告書等の様式は、複数税率に対応した様式に変更されていますが、作成手順自体は、これまでと大きく変わるものではありません。

○ 作成した課税取引金額計算表等

科目	決算額	Aのうち課税取引に当たらないもの(※1)	課税取引金額(A-B)	2019.9.30以前(※2)		2019.10.1以後(※2)	
				うち旧税率6.3%適用分	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	
	A	B	C	D	E	F	
売上(収入)金額(雑収入を含む) ①	20,001,000	1,000	20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000	
期首商品棚卸高 ②	500,000						
仕入金額 ③	15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000	
小計 ④	15,500,000						
期末商品棚卸高 ⑤	600,000						
差引原価 ⑥	14,900,000						
差引金額 ⑦	5,101,000						
租税公課 ⑧	100,000	100,000					
水道光熱費 ⑨	100,000		100,000	75,000		25,000	
接待交際費 ⑩	300,000	200,000	100,000	50,000		30,000	
給与賃金 ⑪	1,200,000	1,200,000					
地代家賃 ⑫	500,000	200,000	300,000	225,000		75,000	
計 ⑬	2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000	130,000	
差引金額 ⑭	2,901,000						
⑬+⑭ ⑮	17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000	

○ 申告書・付表へ転記



ここまでくれば申告書の完成はもうすぐです。
付表の作成から申告書作成までの具体的な記載については、国税庁ホームページ「消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド」をご参照ください。

軽減税率制度実施後の税額計算

- 消費税の納付税額は、売上税額から仕入税額を控除して算出（仕入税額のほうが大きい場合は還付）することとされており、その算出方法は軽減税率制度の実施後も変わりません。
 - 軽減税率制度の実施により、消費税率が軽減税率と標準税率の複数税率となったことから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。
 - なお、軽減税率制度実施後の一定期間、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（注）に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。
- （注）中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

《消費税の納付税額の計算のイメージ》

税額は税率ごとに計算する必要があります。



売上税額

標準税率の対象
となる税込売上額

× 10/110

+ 軽減税率の対象
となる税込売上額

× 8/108

仕入税額

標準税率の対象
となる税込仕入額

× 10/110

+ 軽減税率の対象
となる税込仕入額

× 8/108

消費税の納付税額

= 売上税額

-

仕入税額

仕入税額のほうが大きい場合、消費税は還付されることとなります。

売上税額の計算の特例

- 売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（注）は、
 - ・ 令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、
 - ・ 売上げの一定割合（以下のいずれかの特例を選択）を軽減税率の対象売上げ*として、売上税額を計算することができます。

* 軽減税率の対象
となる税込売上額

=

課税売上げ（税込み）

×

以下のいずれかの割合

（注）中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

① 仕入れを税率ごとに管理できる
卸売業・小売業を営む中小事業者（注）

（注）簡易課税制度を選択しない中小事業者に限ります。

小売等軽減仕入割合

卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の
売上げにのみ要する課税仕入れ（税込み）

卸売業・小売業にのみ要する課税仕入れ（税込み）

② ①の特例を適用する
事業者以外の中小事業者

軽減売上割合

通常の事業を行う連続する10営業日の
軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）

通常の事業を行う連続する10営業日の
課税売上げ（税込み）

③ ①・②の割合の計算が
困難な中小事業者

50

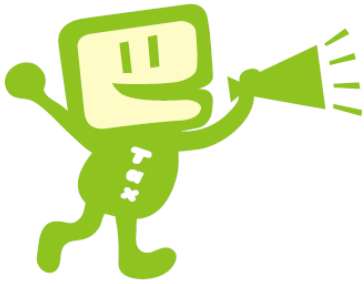
100

卸売業・小売業を営む事業者の方は、仕
入れを税率ごとに管理できれば、売上税
額を計算することができます。

通常の事業を行う連続する10営業日の
売上げを税率ごとに管理できれば、売上
税額を計算することができます。

「主に軽減税率対象品目を
販売する中小事業者（注）」
が対象となります。

（注）適用対象期間中の課税売上げのうち、
軽減税率対象品目の販売の対価の額の占め
る割合がおおむね50%以上の事業者をい
ます。



- **副収入の申告漏れ**にご注意ください。
- **スマートフォンで副収入（雑所得）の申告**ができるようになりました。

- **ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得**

（具体例）

- ① **衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得**

※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

- ② **自家用車などの貸付けによる所得**

- ③ **ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得**

- **ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得**

- **競馬等のギャンブルから生じた所得**

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が **20万円以下**のサラリーマンの方は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、20万円以下であっても確定申告が必要です。

確定申告書には、

- ① マイナンバーの記載
- ② 本人確認書類の提出等

をお忘れなく！！



- 確定申告書には、申告するご本人の「**マイナンバーの記載**」及び「**本人確認書類の提示又は写しの添付**」が必要です。

※ ご自宅等から確定申告書を**インターネット（e-Tax）**で送信する場合、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

- 確定申告書に、**配偶者・扶養親族・事業専従者**について記載する場合には、これらの方の「**マイナンバーの記載**」も必要です。

※ これらの方の本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

- **本人確認書類**とは、次の書類をいいます。

① **マイナンバーカード**

又は

② 次の「**番号確認書類**」と「**身元確認書類**」

番号確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
● 通知カード
● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。)
などのうちいずれか1つ



身元確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証
● パスポート ● 身体障害者手帳
● 在留カード
● お持ちの方は、税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき
などのうちいずれか1つ



ご注意ください！！！！

- ① 住宅ローン控除の誤り
- ② ふるさと納税の申告漏れ
- ③ 予定納税額の記載漏れ
- ④ 添付書類の提出漏れ

- **住宅ローン控除**について、**次の誤り**にご注意ください。
 - ① 住宅取得等資金の贈与についての**贈与税の非課税特例（贈与特例）**の適用を受けたにもかかわらず、その適用を受けた住宅取得等資金の額を、住宅の取得価額等から差し引いて住宅ローン控除額を計算しなかった。
 - ② 居住していた住宅について、**譲渡特例**の適用を受けたにもかかわらず、住宅ローン控除を受けた。

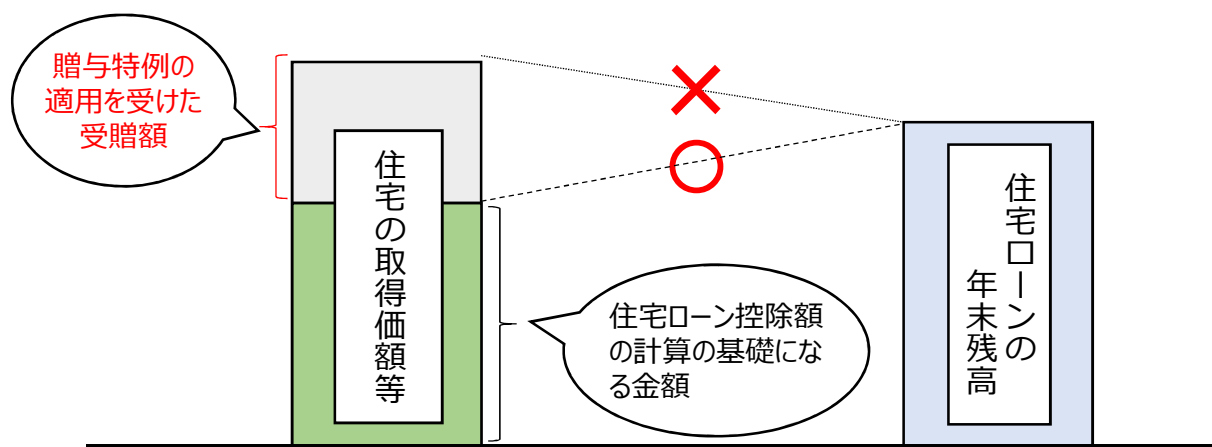
※ 上記①及び②について、詳しくは次ページを参照ください。
- **ふるさと納税**について、ワンストップ特例を申請された方であっても、「**医療費控除などの確定申告を行う場合**」や「**寄附先が5団体を超える場合**」は、**全てのふるさと納税の申告が必要となります**のでご注意ください。
- **予定納税額**について、**申告書への記載漏れ**にご注意ください。

予定納税額は、税務署から送付された「**予定納税額の通知書**」に記載されています。
- 次の**添付書類の提出漏れ**にご注意ください。

住宅ローン控除を受ける場合の「**売買契約書の写し**」、「**登記事項証明書**」や「**年末残高証明書**」など

① 住宅取得等資金の贈与についての贈与税の非課税特例（贈与特例）の適用を受けた場合の住宅ローン控除額の計算誤り

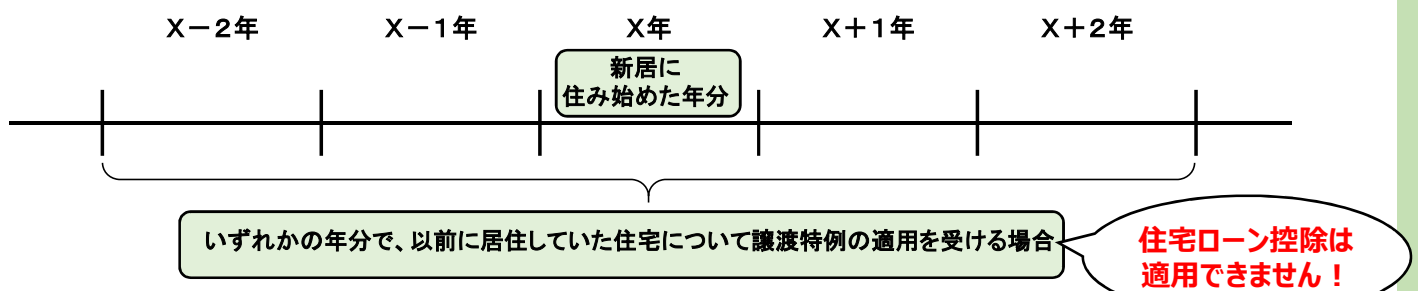
- 住宅ローン控除額は「住宅の取得価額等」と「住宅ローンの年末残高」の**いずれか低い方の金額**に基づき計算します。
- その際、住宅取得等資金について**贈与特例の適用**を受けた場合^(注)は、その適用を受けた受贈額を**住宅の取得価額等から差し引く**必要があります。



(注) 「贈与特例の適用を受けた場合」とは、①住宅取得等資金の贈与税の非課税、②住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例の適用を受けた場合をいいます。

② 住宅ローン控除と譲渡特例との重複適用

- 個人が新居に住み始めた年分及びその前後2年分ずつの計5年の間に、**譲渡特例の適用を受ける場合**^(注)、その新居について**住宅ローン控除の適用を受けることができません**。



(注) 「譲渡特例の適用を受ける場合」とは、①居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）、②居住用財産の譲渡所得の特別控除（3,000万円の特別控除）（被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除を除きます。）、③特定の居住用財産の買換え等の特例、④既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え等の特例、のいずれかの適用を受ける場合をいい、新居に住み始めた年分に住宅ローン控除の適用を受け、その翌年又は翌々年中にその新居を売却して上記①～④の特例の適用を受ける¹²場合を除きます。

災害により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。災害により被害を受けられた方には、次のような税制上の措置（手続）がありますので、ご確認ください。

I 災害により申告等が期限までにできない方

災害により被害を受けられた方は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、申告・納付等について期限の延長を受けられる場合があります。

II 災害により納付が困難な方

災害により財産に被害を受けたときや納付が困難なときは、「納税の猶予申請書」を税務署に提出することにより、納税の猶予を受けられる場合があります。

III 災害により住宅や家財などに損害を受けた方

1. 所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。これらの2つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 ^(注1)	住宅又は家財の損失額 ^(注2) が、その価額の2分の1以上である場合								
控除額の計算又は所得税及び復興特別所得税の軽減額	<p>控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。</p> <p>① $\text{損失額(注2)} - \text{所得金額の10分の1}$</p> <p>② $\text{損失額(注2)のうち災害関連支出の金額} - 5\text{万円}$</p> <p>※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。</p>	<p>軽減額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 この繰越しをするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。 災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。 災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年（やむを得ない事情がある場合には3年）以内に支出したものが対象となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。 								

(注) 1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。
なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。
2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。

2. 雑損控除の適用における「損失額の合理的な計算方法」

雑損控除の計算において、災害により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

(1) 住宅に対する損失額の計算

① 住宅の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額 (注1、2)} = (\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費 (注3)}) \times \text{被害割合 (注4)}$$

- (注) 1 保険金、共済金及び損害賠償金などで補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。ただし、被災者生活再建支援法に基づくものは除きます（以下同じです。）。
- 2 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用（修繕費）が含まれます（以下同じです。）。
- 3 減価償却費の計算は、次のとおりです（以下同じです。）。

$$\text{減価償却費} = \text{住宅の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数} ※$$

(※ 1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。)

償却率は、5ページの別表1「非業務用資産の償却率」をご覧ください。

- 4 被害割合については、被害状況に応じて、5ページの別表2「被害割合表」により求めた被害割合とします（以下同じです。）。

② 住宅の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \{ (1\text{m}^2\text{当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費} \} \times \text{被害割合}$$

- (注) 1m²当たりの工事費用は、6ページの別表3「地域別・構造別の工事費用表（1m²当たり、単位：千円）」をご覧ください。

(2) 家財に対する損失額の計算

(生活に通常必要な動産で、車両を除きます。)

① 家財の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 家財の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

- (注) 家族構成別家庭用財産評価額は、6ページの別表4「家族構成別家庭用財産評価額」をご覧ください。

(3) 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{車両の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

- (注) 車両については、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。
- なお、生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することとなります。

3. 住宅借入金等特別控除等の特例

① 適用期間の特例

災害によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋（以下「従前家屋」といいます。）については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

適用期間の特例を受けるための手続は、通常確定申告又は年末調整と同じです。

新たに取得等をした住宅用家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受ける（※）など一定の場合には、適用期間の特例の適用を受けることはできません。

※ 下記「②重複適用の特例」の適用を受けることができる被災者生活再建支援法の対象となる再建支援法適用者は除きます。

② 重複適用の特例

被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と、一定期間内に新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除又は認定住宅新築等特別税額控除を、重複して適用することができます。

重複適用の特例を受けるためには、新たに取得等をした住宅用家屋については（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるための適用1年目に必要な書類を、従前家屋については（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるために必要な書類のほか、被災の事実等を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

- ・ 従前家屋の被害の状況等を証する書類（り災証明書）（写し可）
- ・ 従前家屋の登記事項証明書（滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）（原本）

4. 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額

税務署から予定納税額の通知書が送付された方で、災害により住宅や家財などに損害を受け、その年の申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

なお、この申請書の提出期限についても、上記「I 災害により申告等が期限までにできない方」の期限延長の対象となります。

7月の減額申請	その年6月30日時点の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の「予定納税額の減額申請書」を提出してください。
11月の減額申請	その年10月31日時点の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の「予定納税額の減額申請書」を提出してください。

(注) 提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。

IV 災害により事業用資産などに被害を受けた個人事業者の方

災害により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方は、その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます（保険金などにより補てんされる部分の金額は、必要経費に算入されません。）。

また、損益通算してもなお引ききれなかった損失の金額（以下「純損失」といいます。）がある場合には、次のように取り扱います。

・ 青色申告の場合

純損失の金額を、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後3年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

・ 白色申告の場合

純損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

V 災害による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例

災害により被害を受けた事業者が、災害の生じた日の属する課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（受けることの必要がなくなった場合）には、災害がやんだ日から2月以内に所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、災害の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（適用をやめること）ができます（事業用資産や棚卸資産などに相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要となった場合などに適用されず。）。

VI り災証明書の添付又は提示

「り災証明書」は、災害により家屋に被害を受けた場合、その被害を受けた方が市区町村に被害の状況を申告した後、その市区町村がその状況を確認した上で発行されるものです。

この証明書には、例えば、り災原因や、全壊や半壊など家屋についての被害状況等が表示されていることから、確定申告で「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合の被害割合を判定する際の目安となるものです。

税務署では、申告書等を提出する際に「り災証明書」を添付していただくか、又は提示していただくようお願いしております。

VII 災害により受領する災害義援金等

災害により受領する災害義援金等のうち次のものについては、所得税及び復興特別所得税の課税の対象とはなりません。

- ・被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金など、支給する法令の規定上非課税とされているもの。
- ・心身又は資産に加えられた損害について支払を受ける義援金や見舞金で、その受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるもの。

(注) 事業所得等の必要経費に算入される金額を補てんするものや、休業期間中の収益補償など事業所得等の収入金額に代わるものについては、課税の対象となり、事業所得等の総収入金額に算入する必要があります。

- このリーフレットは、平成31年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。
- このリーフレットの内容などに関して、ご質問・ご不明な点などがございましたら、税務署にお問い合わせください。
税務署窓口でのご相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよう、お電話で事前に相談日時をご予約いただいております。

別表1 非業務用資産の償却率

① 建物

建物の構造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

(注) 1 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。
 2 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

② 車両

種別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車（総排気量660cc以下のもの）	6年	0.166

別表2 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合 住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	
	半壊		50	50	
	一部破損		5	5	
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	-		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

別表3 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり、単位：千円）

【令和元年分用】

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造		木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注）	170	235	245	234	滋賀	(161)	(212)	(207)	(222)
北海道	172	(151)	(179)	(209)	京都	170	290	(240)	237
青森	(161)	286	288	(205)	大阪	(159)	(127)	(233)	(226)
岩手	176	241	256	(205)	兵庫	(167)	(208)	(233)	(230)
宮城	171	259	258	(225)	奈良	(161)	(156)	(177)	(222)
秋田	(165)	—	(209)	(208)	和歌山	(162)	(176)	(157)	(229)
山形	170	(22)	252	(161)	鳥取	177	—	(194)	(202)
福島	174	(199)	261	(218)	島根	173	—	(219)	(182)
茨城	(168)	(189)	(215)	(210)	岡山	181	(18)	(203)	(221)
栃木	(166)	(165)	(244)	(209)	広島	(169)	(176)	(220)	(227)
群馬	(168)	(186)	(235)	(210)	山口	171	—	(222)	(230)
埼玉	(162)	(228)	264	240	徳島	(162)	—	(196)	(187)
新潟	175	(209)	(187)	(201)	香川	175	(201)	(200)	(199)
長野	186	244	248	(222)	愛媛	(167)	(12)	(163)	(204)
千葉	170	427	248	(230)	高知	176	—	(189)	(213)
東京都	177	272	312	285	福岡	(163)	(192)	(200)	(216)
神奈川	(167)	270	274	255	佐賀	(162)	—	(217)	(199)
山梨	180	—	259	(230)	長崎	(165)	333	(209)	(217)
富山	175	(143)	278	(193)	熊本	(167)	(135)	(201)	(212)
石川	170	—	(207)	239	大分	(162)	254	(183)	(226)
福井	(167)	—	(211)	236	宮崎	(153)	—	(206)	(184)
岐阜	(169)	319	(215)	235	鹿児島	(165)	272	(190)	(194)
静岡	176	235	(228)	238	沖縄	192	(190)	(205)	250
愛知	175	(211)	(234)	241					
三重	183	—	(191)	237					

（注） 該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合（かっこ書き）又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

別表4 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注） 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

令和元年台風第19号により被害を受けられた方へ (土地等の評価の特例等 (贈与税))

○ 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に下表の「特定地域」内にある土地等※1を贈与により取得した方は、**令和2年2月26日(水)11時に国税庁ホームページで公開(予定)される「調整率」を確認**した上で、その土地等の評価額を計算してください。

※1 平成31年1月1日から令和元年10月9日までの間に取得した方は、令和元年10月10日において所有していたものに限ります。

○ 平成31年1月1日から令和元年10月9日までの間に「特定地域」内にある土地等※2を贈与により取得した方の贈与税の申告書の提出期限は、**令和2年8月11日まで延長**されます。

※2 令和元年10月10日において所有していたものに限ります。

令和元年10月10日から令和元年12月31日までの間に取得した方の贈与税の申告書の提出期限は、**令和2年3月16日**になります。

▶ **詳しくは、お近くの職員にお問い合わせください。**

【特定地域】

都県名	特定地域	都県名	特定地域	都県名	特定地域
岩手県	宮古市、釜石市、山田町、久慈市	群馬県	富岡市、嬭恋村	神奈川県	川崎市、相模原市
宮城県	県内全域	埼玉県	県内全域	新潟県	阿賀町
福島県	県内全域	千葉県	県内全域	山梨県	上野原市
茨城県	県内全域	東京都	大田区、世田谷区、八王子市、あきる野市、日の出町、檜原村	長野県	県内全域
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須烏山市、茂木町			静岡県	伊豆市、伊豆の国市、函南町

➤ 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に贈与により取得した「特定地域」内にある土地等の価額については、令和元年分の路線価及び評価倍率に「調整率」を乗じて計算することができます。

➤ 「調整率」を適用せずに「特定地域」内にある土地等を評価して申告書を提出した方のうち、申告税額よりも「調整率」を適用して計算した税額の方が少なく、納め過ぎた税額の還付を受ける場合には、後日、「訂正申告」又は「更正の請求」をすることができます。

※ 「調整率」が1.00の場合には、路線価及び評価倍率に基づいて評価した価額と同額となります。

令和元年台風第19号に係る「特定非常災害の発生直後の価額」 (相続税・贈与税関係)を求めるための「調整率」の公開予定日について

令和元年台風第19号に係る「特定非常災害の発生直後の価額」を求めるための「調整率」は、2月26日(水)11時に公開することを予定していますのでお知らせいたします。

公開初日から数日間は、アクセス集中により閲覧しにくい状態となることがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、特定土地等の評価方法等については、別紙をご覧ください。

(注) 特定土地等については、上記の公開後に「調整率」を確認した上で、その評価額を計算し、贈与税の申告書を作成・提出してください。

令和 2 年 1 月
国 税 庁

令和元年台風第19号に係る特定土地等の評価方法等の概要

令和元年台風第19号により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和元年台風第19号に係る租税特別措置法第69条の6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例））、同法第69条の7（（特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例））及び同法第69条の8（（相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例））に規定する特定土地等の評価方法等の概要は、下記のとおりとなります。

記

1 災害発生日前（令和元年10月9日以前）に取得した特定土地等

(1) 特定土地等の評価の特例の概要

次の①又は②に該当する土地等（土地又は土地の上に存する権利をいいます。）で、特定地域^(注)内にある土地等（特定土地等）の価額は、その取得の時の時価によらず、「令和元年台風第19号の発生直後の価額」によることができます。

- ① 平成30年12月10日から令和元年10月9日までの間に相続等（相続又は遺贈をいいます。）により取得した土地等
- ② 平成31年1月1日から令和元年10月9日までの間に贈与により取得した土地等

(注) 「特定地域」とは、特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域（同項の規定の適用がない場合には、その特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域）をいい、次の地域が該当します（令和元年12月18日現在）。

《特定地域》

都県名	特定地域	都県名	特定地域	都県名	特定地域
岩手県	宮古市 釜石市 山田町 久慈市	群馬県	富岡市 嬬恋村	神奈川県	川崎市 相模原市
宮城県	県内全域	埼玉県	県内全域	新潟県	阿賀町
福島県	県内全域	千葉県	県内全域	山梨県	上野原市
茨城県	県内全域	東京都	大田区 世田谷区 八王子市 あきる野市 日の出町 檜原村	長野県	県内全域
栃木県	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 小山市 那須烏山市 茂木町			静岡県	伊豆市 伊豆の国市 函南町

(2) 「令和元年台風第19号の発生直後の価額」の計算方法等

相続税及び贈与税の申告の便宜等の観点から、令和元年台風第19号による地価下落を反映した「調整率」を特定地域内における一定の地域ごとに定めることとしています。

「令和元年台風第19号の発生直後の価額」は、この「調整率」を令和元年分の路線価等（路線価及び評価倍率をいいます。）に乗じて計算することができます。

イ 路線価地域の場合

特定土地等が路線価地域にある場合の「令和元年台風第19号の発生直後の価額」は、令和元年分の路線価（評価時点：平成31年1月1日）に「調整率」を乗じて計算することができます。

【計算例】

令和元年分の路線価 …………… 100,000 円
 調整率 …………… 0.80[※]
 （令和元年分の路線価） （調整率）
 100,000 円 × 0.80[※] = 80,000 円

※ 計算例のための仮の数値です。

□ 倍率地域の場合

特定土地等が倍率地域にある場合の「令和元年台風第 19 号の発生直後の価額」は、令和元年分の評価倍率（評価時点：平成 31 年 1 月 1 日）に「調整率」を乗じて計算することができます。

【計算例】

令和元年分の評価倍率……1.1 倍

調整率………0.80[※]

（令和元年分の評価倍率） （調整率）

$$1.1 \quad \times \quad 0.80^{\ast} = 0.88$$

※ 計算例のための仮の数値です。

(3) 申告期限について

イ 相続税

相続人等のうちに租税特別措置法第 69 条の 6 の適用を受けることができる者がいる場合には、その相続人等の全員の申告期限が令和 2 年 8 月 11 日まで延長されます^(注)。

(注) 1 国税通則法第 11 条の規定に基づき申告期限が延長された方は、令和 2 年 8 月 11 日とその延長された期限のいずれか遅い日が相続税の申告期限となります。

2 「更正の請求」の期間は、申告期限から 5 年間となります。

□ 贈与税

令和元年分の贈与税については、租税特別措置法第 69 条の 7 の適用を受けることができる場合には、申告期限が令和 2 年 8 月 11 日まで延長されます^(注)。

(注) 1 国税通則法第 11 条の規定に基づき申告期限が延長された方は、令和 2 年 8 月 11 日とその延長された期限のいずれか遅い日が贈与税の申告期限となります。

2 「更正の請求」の期間は、申告期限から 6 年間となります。

2 災害発生日以後（令和元年10月10日以後）に取得した土地等

(1) 土地等の計算方法

令和元年 10 月 10 日から同年 12 月 31 日までの間に相続等又は贈与により取得した土地等のうち、特定地域内にある土地等の価額については、上記 1 に準じて計算することができます。

(2) 申告期限について

イ 相続税

令和元年10月10日から同年12月31日までの間に相続等を開始した相続税については、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月を経過する日が申告期限となります^(注)。

(注) 1 国税通則法第11条の規定に基づき申告期限が延長された方は、その延長された期限が相続税の申告期限となります。

2 「更正の請求」の期間は、申告期限から5年間となります。

ロ 贈与税

令和元年10月10日から同年12月31日までの間に贈与により財産を取得した贈与税については、令和2年3月16日が申告期限となります^(注)。

(注) 1 国税通則法第11条の規定に基づき申告期限が延長された方は、その延長された期限が贈与税の申告期限となります。

2 「更正の請求」の期間は、申告期限から6年間となります。



- 申告相談会場は原則、“**2月17日**”から開設しております。
- 署外会場を開設している場合、税務署での確定申告の相談は行っておりません。

●令和元年分確定申告の受付期間

所得税等	令和2年2月17日(月)～令和2年3月16日(月)
個人事業者の消費税	令和2年1月6日(月)～令和2年3月31日(火)
贈与税	令和2年2月3日(月)～令和2年3月16日(月)

(注1) 所得税等の還付申告書は、上記の期間前でも提出することができます。

(注2) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、相談・申告書の受付は行っておりません。**一部の申告会場**では、**2月24日(月)**と**3月1日(日)**に限り日曜日・祝日等も相談・申告書の受付を行います。

●令和元年分確定申告に係る納期限・振替日

	納 期 限	振 替 日
所得税等	令和2年3月16日(月)	令和2年4月21日(火)
個人事業者の消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年4月23日(木)
贈与税	令和2年3月16日(月)	

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。